

# 大 道

—近世大阪の道から—

## 小 田 忠

道は人の力により、草を除去し、大きな石を掘り起こして穴に土砂を埋めて踏み固めて作られる。道には人の往来・車の往来に耐え得る強度と道幅が求められる。獸道のように自然に出来た道は鹿や猪が減少して通らなくなれば再び草に覆われてわからなくなる。

道は人の力により生まれてくるものであって、勝手に生まれることはない。高村光太郎の有名な詩集「道程」の一節から——僕の前に道はない、僕の後ろに道は出来る——この詩は精神的な道のできることを端的に書き込んでいる。

精神的な道も実際の道も人の力により生まれる。道を造る事は並大抵のことでは完成しない。平坦な場所ばかりではなく、山を削り峠を造って、段差を小さくしたり、少しでも近道をつくり、動く距離を少なくする。作業をする場合に大きな石がごろごろしている所では迂回

しなければならないし、河川があれば橋を架けなければならない。

そればかりか折角整備した道に雨が降り、水溜りができるないように、道の中央を高く盛土をして蒲鉾状のようにする。そうすると雨水は両側の側溝に流れしていく。もし、平坦であれば雨水は道の至る所で溜まり、土砂は水分を吸収し、道は泥濘、人が通れば足跡に窪みができる、車が通れば轍の跡の窪みが乾燥して固まり、歩行・通行に障害ができることがあることになる。

『日本書紀』の卷三・神武天皇の章に、道路の描写があり、

　　皇師兵を勒えて、歩より龍田へ趣く。而して其の路嶮しくして、人並み行くを得ず。<sup>①</sup>

この意味は軍隊が徒步で龍田に進軍して行くのに、道が険しく、二列縱隊では進めなかつた、と武部健一は書いている。

二列で歩くことができない道路がこの時代の道の概念だつた。

『日本書紀』の仁徳天皇の十四年には、

大道を京の中に作る。南の門より直に指して、丹比邑に至る<sup>(2)</sup>

『日本書紀』の雄略天皇の十四年には、

吳の客の道を為りて、磯齒津路に通す。吳坂と名ぐ<sup>(3)</sup>

『日本書紀』の推古天皇の二十一年（六一三）には、

難波より京に至るまでに大道を置く<sup>(4)</sup>

『日本書紀』の孝德天皇の白雉四年（六五三）には、

处々の大道を修治る<sup>(5)</sup>

『令義解』の厩牧令には、

凡そ諸道に駅を置く須くんば、卅里毎に一駅を置け。若し地勢阻  
險、及び水草無からん處には、便に隨いて安置せよ。里數を限ら  
ざれ。<sup>(6)</sup>

このような過程を経て近世の道作りに移行していくが、安土桃山時  
代の道路事情を示す史料がある。天正三年（一五七五）に織田信長が  
道奉行に命じて道路改修を成した話は、

道の曲折を直し、牛馬が疲労しないように路面の石抜き作業を行  
わせていました。これは手入れの不行き届きの土砂道に生じた「馬  
さくり」に手当たり次第に石などを投げ込むような、乱暴な補修  
作業を行つたために、かえつて人馬の歩行がしくくなつたので、  
「大玉抜き」と呼ばれた石の除去作業が必要となつたもので<sup>(7)</sup>。

慶長十七年（一六一二）十月十六日、老中から諸大名に対する幕令

は道路・橋・堤の補修に關係する覚えだつた。その内容は、

一、大道小路共、馬さくり候所には、砂に而も石に而も、かたま  
り候様被仰付、道之脇ニ、水やり仕候様尤候事

付、ぬかり候處右同前、砂成共石成共入、かたまり候様可被仰付  
事。<sup>(8)</sup>

一、堤等ノ芝剥候事、一切無用可被成候、馬サクリ候所ヘハ土ヲ  
敷キ、固クフミ付候様ニ可被申付候、道ヨキ處ニ土ヲ置候事、

必無用ニ候事。

一、橋之義、大小ニヨラズ、アシク候ハゞ、御料私料共ニ触示之  
間、向後代官衆被入精候様、堅可被申渡候事。<sup>(9)</sup>

これらの条文は後でも出てくるが、道の補修のことと、馬の足跡に  
水が溜まつたり泥濘の場所に砂・石で固め、排水溝を設けることを定  
め、堤の芝を勝手に剥いではいけない。馬の足跡には土を入れて堅く  
踏みつける内容になつてゐる。

注目すべき条文は慶安四年（一六五一）二月に幕府は江戸市街の道  
路築方并下水さらるの方之儀町觸に対する布令は、

一町中道あしき所へは浅草砂を敷、中高に作り可申候、勿論どろ  
あくたにて築申まじき事。<sup>(10)</sup>

道路の悪い場所には浅草砂に海砂を混ぜて敷き、高低のないよう  
に中高に築き、ごみや泥を使用してはならないとしている。この条文は  
重要で継続して同内容の触れが繰り返され発令されることになる。  
道は造つた人達だけの所有ではなく、また、ある個人の店の前に道

があつても、その店の権利が発生するものでもなく、全体の所有である。

道は直接的な意味で障害となる物を置き、道を一時的に占有してはいけない。間接的には巡見に対応すべく、橋や道の掃除をなし、便所や見苦しいものに対して葦をかける。それに伴い歩行者の身だしなみや、歩行する人達の態度（鉢や太鼓を打ち鳴らしてゐる騒音に対する認識）および、祭りに際しての礼儀など日常が抱えている問題は多岐にわたり、幕府は眼に余る光景が続くと「達」「触れ」を出してゐた。まさに馳<sup>ご</sup>っこであった。

近世の初期、慶安二年（一六四九）に出された觸は「家建作法之儀五ヶ條之事」として発布された。この觸内容は当時の大阪における道路の実情をよく現している。

#### 一大道江家を建出候儀可為曲事事

一家を建候地形築候事、（中略）只今迄建置候家ハ可為其分事、

一材木町ハ不及申、其外大道をせはめ商人有之町者、馬乗物自由

二行違候様ニ、道をあけ置可申候、（後略）

一濱側の納屋ニ壁を申間敷候、勿論竈を居、住宅可為曲事事、

一家のおたれに壁を付、本宅へ仕込申間敷事、<sup>(1)</sup>

基本的な問題は大道を自己都合で使用してはならない事を「五ヶ條」では示している。

條文では家を建築する時に大道へ突き出したり、大道の一部分に建物がせり出る事を取り締まる。同じく家の建築時に大道及び側溝に

影響が出るような地形の築きかたは具合が悪い。また、材木屋が材木を大道へ立てて置いたり、横に置くと大道の幅が狭くなり、通行の障害となる。家のおたれに壁をつけて住宅の一部分として使用することを禁じている。これは景観問題とおたれに壁をつけるのだから大道もしくは側溝が破壊あるいは変形するのを恐れている。

以前から大道を使用したり、占拠することは認めていなかつた。し

かし、寛文四年（一六六四）の觸では、少し違つた觸になつてゐる。一藁・葭・葦・柴之類九尺<sup>丈</sup>高積申間敷候、濱江之道明候様ニ可仕候、此外何ニ而も積置候所、濱へ之道あけ置可申事、

一材木屋町之通道、前廉申付候ことく、九尺<sup>丈</sup>せはく仕間敷事、<sup>(12)</sup>

荷物を積み上げても荷崩れの心配、道路幅の占有も九尺までとしている。これは法令だけでは取締りが不可能になり、現実に眼を向けての判断であつた。

しかしながら濱への道には河川利用者も存在することから、依然として昔の触れを繰り返してゐる。

延宝五年（一六七七）補達一

一大道築申義、大道中筋に斗急に高仕候而惡敷候間、なそへに成候様ニならし可申事、<sup>(13)</sup>

大道を造る場合、道の中筋ばかり高く築きあげない。これらはなぞつて、均していく。道路中央が高ければ歩きにくく、車が通行しても、傾き荷物が落下する恐れもあり、また、風の強い日などは車が横転する可能性がある。

天和二年（一六八二）觸二四四

諸職人看板をだび候儀停止之事<sup>〔14〕</sup>

看板にも各種あつて、商家の軒下に吊るす軒看板。街路に置く立て看板は夜間店にしまう小形のものと、台石を置き支柱を立てた定設があり、大阪は道が狭く定設の立て看板は普及しなかつた。その代わり屋根にしつらえた屋根看板が発達した。ここでは昼間でも道に看板を置くことを禁じている。<sup>〔15〕</sup>

貞享元年（一六八四）觸二六九

道橋ニ而古金并古着古道具売買之事<sup>〔16〕</sup>

橋の上並びに大道で古金・古着・古道具の小さな店を開いている。これらは歩行者・車の通行の障害になる。当然ながら商売の禁止になる。

延享四年（一七四七）達五四四

町方風俗不行儀有之、商賣物等町中大道江廣ヶ、往來妨仕間敷事<sup>〔17〕</sup>

この達しは一連の触れと合致する内容となつてゐる。風俗の概念も広く、道路上で町人の女房に水を浴びせたり、飛礫を投げる者、非人・乞食などが錢をねだる事などを禁止している。また、常識的なことが守られていなることもあり、このような達を出さざるを得なくなつた。

前の触れにあるように、大道で商賣物を広げると通行の障害になる。宝暦十一年（一七六一）達五九三

一大道ニ而米搗候事<sup>〔18〕</sup>

この達しは字義通りで大道を占有して米を搗いてゐる。当然のこと

ながら道が狭くなり、通行を妨害することになる。だから、このようない行為を禁止している。

宝暦十二年（一七六二）達六二〇

一町中軒下之義ハ、兼々心得通り之事ニ候所、近頃猥ニ相成、魚屋八百屋杯軒下ニ者石垣を拵候之類、又ハ荷物薪常置ニいたし候も不斗事ニ候へハ、（後略）

一於丁々大道ニ干物等之義、或ハ俵物荷物之類、軒下とても憚候筈ニ候所、軒下大道ニ出シ、通行之妨ニ相成候様ニいたし、其儘差置、人なども付置不申、武家方御通行之節ハ、取除儀とも増而無之、不沙汰之至ニ思召され候、日覆杯も願出候所ハ格別、其餘ハ、我儘ニ不相成事ニ候ね軒下とても、晝夜之分チなく、荷物差置候儀、亦ハ軒先大道へ店出はりをいたし候商人、夜ニ入取除候とても、猥ニいたし置候躰、間々相見へ候間、是等之儀於町々心得を以申付候様、披仰聞候事<sup>〔19〕</sup>

自店の軒下は使い勝手がいいのか、魚屋八百屋などではこまゝました物を、おくために軒下に石垣を設え、荷物や薪類を常に置いている。大道に干物が出ていたり、俵物荷物などが軒下を越えて大道にまで侵入し、通行の妨げになつてゐる。まして、放置したままでも人もつけずにはいる。武士が通行しても取り除かず、日覆も出しつばなしになり、荷物も昼夜の区別なく置き、店の出っ張りが大道にまで進出している。

宝暦十二年（一七六二）達六二六

一町々大水道根石迄深ク浚候義ハ勿論、軒下小溝之儀者五寸堀ニ

いたし候様、去年被仰渡候處、不行届町々も有之、水行滯候様思召候付、當年盤大水道者去年之通深浚いたし、小溝ハ壹尺堀二いたし、早々浚候様被仰渡候、尤撓上候土砂其儘置候而者、往來之妨ニ相成候間、大道へ並、よくならし置申候、(後略)<sup>(20)</sup> 大水道は深く浚え、軒下の小溝は壹尺堀にする。浚えた土砂はそのまますると、通行の妨げとなる。このため、大道へ並べよく均すとする。

明和三年（一七六六）補達一一二

一軒先江出張候看板

一軒先二物干  
一酒はやし

一大道江出候普請かこひ

一軒先芥捨小便たご  
一作り土

一屋根之上江干物其外むさき物有之事

一御城代様御紋つた

一出雲守様御紋丸二三切石

一甲斐守様御紋丸ニもつかう

一看板のうれんなとの名<sup>(21)</sup>

この補達では大道の通行妨害となる普請時の作り土、軒先から出ている看板・物干・酒はやし・普請のかこひは具合が悪い。景観・美観の点で問題となる軒先のごみ箱や小便担桶、屋根の上の干し物や汚い物があること、それと御城代様・出雲守様・甲斐守様の御紋の使用について、これらの問題と近い看板・暖簾などの名前の使用。

明和八年（一七七一）達七〇二

此節伊勢參宮人多有之由ニ而、町内大道ニ鳥居形ヲ掩、或ハかさ高成造り物をいたし、往還之上ニ火ヲ燈シ候町々も有之由相

いたし候様、去年被仰渡候處、不行届町々も有之、水行滯候様思召候付、當年盤大水道者去年之通深浚いたし、小溝ハ壹尺堀二いたし、早々浚候様被仰渡候、尤撓上候土砂其儘置候而者、往來之妨ニ相成候間、大道へ並、よくならし置申候、(後略)<sup>(20)</sup> 大水道は深く浚え、軒下の小溝は壹尺堀にする。浚えた土砂はそのまますると、通行の妨げとなる。このため、大道へ並べよく均すとする。

聞ヘ、第一火之元無心元候之間、(後略)<sup>(22)</sup> 信仰のためか大道に鳥居形を作つたり、嵩高い造り物の上に火を燈しているのは火の元が無用心でよくない。

天明八年（一七八八）補達二五五

一當表着御發駕之節とも、御道筋町々凡五間口ニ壹ヶ所ツ、盛砂仕、其間ニ有合之手桶竹等差出置可申事、<sup>(23)</sup>

大名などか到着及び出発をする場合は五間に一ヶ所ずつ盛砂をして、その間に手桶や竹等を準備する。常に道路をきれいにして、道路に穴があいていれば盛砂で埋めておうとつをなくす。

寛政四年（一七九二）達一〇一八

一當表近年度々之大火ニ而難儀之者も多扱々詮方も無之事ニ候此地之儀ハ都而町幅狭く候故、風烈敷節ハ忽向々へ火移、消防之手段も届兼、自ラ火廣ニ相成ニ付而者、兼而家作之模様ニ心之用方も可有之哉、惣而可相成丈ハ境目、別而横町之角等江ハ藏ヲ建、或ハ高塙抔ニいたし、家宅盤隨分手輕ク、可成程空地ヲ多取、火災之防ニ相成様いたし度事ニ候、同しくハ表通ニ而三尺ツ、退せ、「」家致候ハ、「」兩頬ニ而ハ一間道幅廣相成候、(後略)<sup>(24)</sup>

道が狭い事もあり、一度強い風が吹けば片側の家宅まで類焼する。

消防も覚束なく、道路上には蔵を建て、高い塙を擣え、空き地を多く取り、そして道路から三尺退いて家宅を建築すると、両側で一間の道路が生まれることになる。

これに類する話として明暦三年（一六五七）に振袖火事があり、その後主要道路の道幅拡幅命令が出され、この中で、公道の両側の私有地を幅三尺ずつ供出させて、この部分を「犬走り」と呼び、この上いつぱいに庇をかけることを定めています、と鈴木敏は書いている。

寛政五年（一七九三）達一〇三七

（前略）祭禮神事之賑ひニ事よせ、祭禮通筋ニ而無之外町々迄も、

或ハ地車・ねり物・はやし物等夜中迄騒歩行、遊び狂ひ候同前之仕方とも有之、間々喧嘩口論ニおよび、又ハ人家之軒口等を損ざし、いたづら成事共いたし、家持町人并町役人等相制候而も無聞入、かさつ成者共頭取、入用錢等町々家並ニ取集、不得心之者有之候時ハ意趣を含、祭禮ヲ幸ニ不法之振舞いたし候者有之、（後略）<sup>(25)</sup>

祭禮神事の時に無礼な振舞いをする輩が存在する。町の道路に地

車・ねり物・はやし物などが夜中まで騒ぎ、遊興にふけり、その為喧嘩口論にまで及ぶ、人家・軒口の損傷あるいは機に乗じて悪戯をする。家持町人や町役人などが注意をしても聞き入れず。挙句の果てに町々から入用錢を取り集める輩がいる。

寛政八年（一七九六）補達三一七　口達

一大道掘込柱を建、板覆又ハ日覆付おたれの事、

一軒下石垣しつくひにて築上ヶ、置居之水はしりいたし、又ハ大道迄築出し、商賣物差置候事、

一軒下竹垣板圍、又ハ壁を付圍ひ、屋敷之内へ仕込候儀、并雪隠等致し候事、

一軒先大道江植木うへ候儀有間敷事、  
一大道江棹を渡し、干物等仕間敷事、

一軒下駒寄掘込ニ等仕間敷候事、

一町中辻行燈臺埋候事、

この口達も以前からの内容とよく似ている。違う所は、軒下に囲いをして屋敷に取り込み雪隠を設置すること。軒先や大道へ植木を植栽することの禁止。大道へ棹を渡して物を干すことの禁止。軒下の駒寄は人馬を寄せ付けない柵で、掘込は軒下を深く掘る、それにより大道の部分が崩れる。この為の禁止。最後は辻行燈臺を埋めることは道路に設置されるので、通行の妨げとなる。

寛政十一年（一七九九）觸三八六四

（前略）追年ベ力車及增長、次第大キク致、橋々ハ勿論夜分迄も曳通り、殊當表之儀者道幅狭ク、溝石大道損、往來之妨ニ相成、

其上近來別而車多出來、并觸通ヲも不相用、（後略）<sup>(27)</sup>

ベ力車の高慢な態度は眼に余るものがある。ベ力車を大きくし、從来は橋の上は通れなかつたのに堂々と通行し、夜も遠慮なく走る。近來、車が多く、往来の妨げになるのも顧みず、溝石や大道を破壊していく。ベ力車が多いと道に幾重にも轍ができて、でこぼこになる。溝石については車同士がすれ違う時に道路の端による、その場合に損傷を起こそす。

文化元年（一八〇四）達一二四五　口達觸

且大道へ賣もの見せ出し、或軒先ハシモトむしろ瀧紙様之ものを張出し候而、往來を妨ヶ候町々も相見候間右躰無之様心を用ひ、尤賣物仕廻候ハヽ、見世床抔取除置候様可致事、

一近來大道片側斗地上いたし候町々も有之故大道ニ高低出來、如

何之事ニ候間、以來右躰不陸之儀無之様可致事、<sup>28)</sup>

軒先に瀧紙のようなものを張出して往来の妨げとなる。また、見世床を片付けること。

大道の片側を高くすると危ない。延宝五年（一六七七）補達一に同

様の達がでている。

文化十三年（一八一六）達一四四一

一町々二において軒先付店格別出張、又ハ二重庇等も有之、大道幅狭く相成、出火之節火移り安く、火廣ニ相成候義ハ勿論、雨中非常等之節、往來差支ニ可相成被思召、右等之遠慮いたす義ハ

兼而相心得可罷在處、心得違等閑ニいたし候もの無之様可致旨、

被仰出候、（後略）<sup>29)</sup>

軒先付店を格別に出張り通行妨害となる。しかも、太陽光線及び風による埃よけのため、庇を二重にしている。出火時には類焼しやすいので遠慮いたすようになっていたのに、遵守していない。道路管理運営上は触・達・口達などを繰り返し発布することにより注意を促している。

他方風俗の問題については倫理観より道徳を視座に入れての判断で

あり、巡檢時の対応や朝鮮人来朝などに係わる問題点は景觀・美觀を重視していることがわかる。

一町人女房呼迎候節礫打候儀、是又前々より停止申付候通可相守之事、<sup>30)</sup>

（寛永以前）

礫打や貞享元年の觸三八七に出てくる、女房呼迎候者ニ正月水浴せ候事、の記事は婚姻の問題と深い係わりを持っている。ある地方の結婚の祝儀に際し、若者仲間は庭へ乗り込む際に、一斗樽に酒をつめ、肴を添えて返す風習で、名称は飛礫打ちでも、この地方ではまだかなりお祝いごとの性質が色濃く残っている。<sup>31)</sup>

天和三年（一六八三）觸二六五　町中をねたり申徒者之事<sup>32)</sup>

非人・乞食などが町中の商家などで冠婚葬祭に乗じて錢をせびつた。また、顏馴染みになると懇意の商家へ行き、錢をねだる。

元禄二年（一六八九）觸三八七

一夜中往來之女少之間もたゝすま　申間敷事、

一女房呼迎候者ニ正月水浴せ候事、從先年停止に申付置候、若徒

者抔有之、水浴せ候義申掛候ハヽ、早々可申來之事、<sup>33)</sup>

先ほどの町人女房呼迎候節礫打候儀、に關係することで、若者仲間の婚姻統制力が弛緩するにしたがい、これらの協力的参加が次第に悪態乱暴と化し、〈水あびせ〉〈墨ぬり〉〈石うち〉などの古い信仰的意義をもった行事も日ごろの意趣がえしや、酒ねだりに悪用されることになって、多くの弊害を生んだ。しかも婚礼当夜ばかりでなく、次の

正月や祭礼節句などのおりにまで持ち越され、特に水祝いなどは江戸時代に全国的な悪習として、しばしば幕府や諸藩の禁令が発せられたほど大きな弊害となつた。これらの名残が形骸化したのが礫打と正月の水浴せの民俗だつた。<sup>34)</sup>

元禄三年（一六九〇）觸三九一

一夜中町中濱々賣女たゞみ候はゞ可追拂之旨、最前も申付候

處、猥成候由相聞候、人を廻し、彼女をとらへ來候ハゝ、其町

之年寄五人組可為越度事<sup>35)</sup>

夜中に売女が河川付近の裏寂しい場所に立ち、遊女さながらの行為は風俗上よろしくなく、追い払うことにしてゐる。

享保十九年（一七三四）觸一五四三 松平右京太夫殿御登二付、

（後略）

一町中致掃除、水道雨天之節、雨水大道江馳出不申様ニ心を附可

申候事、

一儀物・材木・瓦・壁土等大道江取散し、往來妨仕間敷候、濱先

なたれ形ニ猥ニ積物仕間敷、

一側岩岐又ハ水敲之石、大破之所ハ繕之可事、

一売物見世日覆之筵又ハ瀝紙等張出、妨ニ不成様ニ可仕事、

（前略）町中御巡見之節、大道高低抔有之所ハ、新規ニいたし

候と不相見様に繕いたし、掃除可申候、おたれ葺直し、上塗等いたし候に不及候、町橋も右に准シ、目立不申様ニ、損候而危

キ所ハ繕可申候<sup>36)</sup>

町中の掃除と大道へ雨水が溢れでないよう、側溝を浚える。儀物・材木・瓦・壁土などが大道に散在しないことにしてゐる。日覆いも妨げになるし、大道の高低は新しく繕い、掃除は勿論、おたれの葺き直し、壁の上塗り、更に町橋も同じ内容である。

延享元年（一七四四）觸二〇一六 朝鮮人來朝ニ付、道橋修復掃除等并挑灯出させ方之事、

一盛砂ハ三使旅宿之外ハ一切可為無用事<sup>37)</sup>

天保七年（一八三六）達一八二九

近頃夜二入、江戸堀壹丁目・玉澤町・福井町・京町堀壹丁目邊、軒下等所々江女イミ、往來人を引留、何れ江歟同道致し候ニ付、人立口論等も有之哉ニ相聞、風儀不宜候間、右躰女を追拂候様、町々江可申聞候、仕義ニ寄り立集り居候者までも難儀ニ可相成間、

此旨町中末々之もの迄も可申聞事<sup>38)</sup>

これも、先程の内容と同じで、風俗上悪く、売女がいれば追い払うことを達してゐる。

天保十三年（一八四二）達二〇三六

一けた軒附抔と唱、物貰ニハ無之、素人ニ而夜分町家軒先等江イ、唄・三味線・或ハ淨瑠璃抔をかたり候者有之由、風儀不宜候間、

自今堅可相止候<sup>39)</sup>

売女ではないが芸能を通じていかがわしい行為に及ぶこともあつて、禁令にした。

天保十三年（一八四二）達二〇七三

一市中人立之場所、或ハ町家門先にて、男女入交り、チヨンカレ又ハ鳴物抔いたし、錢を貰歩行候者も有之趣相聞、風俗不宜候ニ付、以來男女入交、右様之儀為致間敷旨、其筋之者共江申渡置候間、町々ニおいても其旨存、男女入交等ニ而、如何之所業いたし候物貰見請候ハヽ、所之者も心を付相制可申候。<sup>40)</sup>町家にとつて迷惑きわまる話である。これは非人が諸種の因縁をつけて町家より錢を受取る行為と同じである。

天保十三年（一八四二）達二一〇五

一所々往来いたし候女共之内、近來すそよけ二種々ものすきをいたし、いふくのすそをまくりあけ、あるき候もの一般にニ相成候、右ハ都會之風儀ニハ有之間敷事ニ付、向後女ともすそをまくりあけ、往來いたし候儀ハ、相つゝしみ可申候。<sup>41)</sup>女性が裾をまくりあげる行為は流行とはいえ容認できない行為とみていく。

天保十四年（一八四三）補達六六二

辻占と唱、商ひ候せんへい昆布ニ包候文句、風儀不宜分ハ無用可致事、不宜風俗ニて、<sup>42)</sup>

これは「文句」が風儀に反している文言が多かったと思える。

弘化元年（一八四四）補達六九〇

一婦人前垂を懸往來いたし候者、殊御制禁之髪結に風駄紛敷、旁如何ニ付、向後相止候様可致候<sup>43)</sup>

大阪の道は狭い。大道と呼ばれている道でも四間・三間の広さしか

ない。道路に面している商人・職人達は自店の一部であるとの認識を持つている。これは「場所」を有効に使うためであることを無意識に行爲に取り込んでいる。表通りに面していない裏通りでも職種によつては道路を臨時の荷物置き場とするだろう。

道を祭礼などで占拠され、夜中まで狂騒することは喧嘩・口論に発展していくのが幕府は恐れていたし、道行く女に対しては風俗の見地から取り締まらなければ、他の正業者から批判が出ることを踏まえての事だった。

大阪の道は表面上は共有だと思つてはいるが、内心は公共の場を自ら取り込むことにより「得」をしたと思つてはいるし、「当たり前」だと思つてはいる。

なぜなら公共の場の占有は闇に行えば「ただ」であるし、瞬時に行えは問題とならない。このことは一部の人気が問題を起こしたものではなく、道路に面した商人・職人達は堂々と行っていたと考えるのが妥当である。

(1) 武部健一『道のはなし』、技報堂出版、一九九四年。

(2) 注(1)に同じ。

(3) 注(1)に同じ。

(4) 注(1)に同じ。

(5) 注(1)に同じ。

(6) 注(1)に同じ。

(7) 注(1)に同じ。

(8) 『古事類苑』地部三、吉川弘文館、昭和四六年。

(9) 注<sup>1</sup>に同じ。

(8) 注<sup>1</sup>に同じ。

(10) 大阪市『大阪市史第三卷』、清文堂出版、昭和四〇年。

(11) 注<sup>11</sup>に同じ。

(12) 注<sup>11</sup>に同じ。

(13) 注<sup>11</sup>に同じ。

(14) 注<sup>11</sup>に同じ。

(15) 小学館美術編集部『幕末・明治K A N B A N展』、小学館、一九八四年。

(16) 注<sup>11</sup>に同じ。

(17) 注<sup>11</sup>に同じ。

(18) 注<sup>11</sup>に同じ。

(19) 注<sup>11</sup>に同じ。

(20) 注<sup>11</sup>に同じ。

(21) 注<sup>11</sup>に同じ。

(22) 注<sup>11</sup>に同じ。

(23) 注<sup>11</sup>に同じ。

(24) 注<sup>11</sup>に同じ。

(25) 注<sup>11</sup>に同じ。

(26) 大阪市『大阪市史第四卷上』、清文堂出版、昭和四〇年。

(27) 注<sup>26</sup>に同じ。

(28) 注<sup>26</sup>に同じ。

(29) 注<sup>26</sup>に同じ。

(30) 注<sup>26</sup>に同じ。

(31) 『日本民俗学体系・第四卷』、平凡社、昭和三四年。

(32) 注<sup>11</sup>に同じ。

(33) 注<sup>11</sup>に同じ。

(34) 注<sup>11</sup>に同じ。

(35) 注<sup>11</sup>に同じ。

(36) 注<sup>11</sup>に同じ。

(37) 注<sup>11</sup>に同じ。

(38) 注<sup>11</sup>に同じ。

(39) 注<sup>11</sup>に同じ。

(40) 注<sup>11</sup>に同じ。

(41) 注<sup>38</sup>に同じ。

(42) 注<sup>38</sup>に同じ。

(43) 注<sup>38</sup>に同じ。